

令和元年11月29日

◎三石委員長 ただ今から、決算特別委員会を開会いたします。

(10時58分開会)

◎三石委員長 本日の委員会は「平成30年度高知県公営企業会計決算審査と一般会計及び特別会計決算審査の取りまとめ」についてであります。

お諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、これより9月定例会で付託を受けました「平成30年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」ほか1議案について採決を行います。

第15号「平成30年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第15号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第16号「平成30年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第16号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

(執行部退席)

◎三石委員長 次に、報第21号「平成30年度高知県電気事業会計決算」から報第23号「平成30年度高知県病院事業会計決算」まで、以上3議案を一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、報第21号「平成30年度高知県電気事業会計決算」から報第23号「平成30年度高知県病院事業会計決算」まで、以上3件を一括採決いたします。

以上3件の議案を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、報第21号議案から報第23号議案は、全会一致をもって認定することに決しまし

た。

以上で、採決を終わります。

次に、一般会計及び特別会計の決算議案について採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、これより報第1号「平成30年度高知県一般会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、報第1号議案は全会一致をもって認定することに決しました。

次に、報第2号「平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算」から報第20号「平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算」まで以上19議案を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、報第2号「平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算」から報第20号「平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算」まで以上19件の特別会計にかかる決算議案を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、以上19件の特別会計にかかる決算議案は、いずれも全会一致をもって認定することに決しました。

以上で、採決を終わります。

これより、公営企業会計決算審査報告書の取りまとめを行います。

参考としまして、これまでの委員会で委員の皆さんから出されました意見等を集約し、正副委員長で調整したものを報告書案としてお配りしてありますので、これに沿って協議していただきたいと思います。

なお、その文案の「2 決算の内容」までは事務局でチェックしておりますので協議を省略し、「3 審査の結果」から協議していただきたいと思います。

また、「3 審査の結果」の本文については、各委員から出される意見と関係しますので、最後に協議したいと思います。

それでは、(1) 電気事業会計決算について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (1) 電気事業会計決算について。

当年度の経営状況については、純利益が2億8,230万円余となっており、前年度に比べて7,238万円余増加している。これは、修繕費が増加したことなどにより水力発電費が増加したものの、減損損失など特別損失が減少し、総費用が減少したことなどによるものである。

平成30年7月豪雨の際には、発電施設の損傷により2カ月余りに及ぶ発電停止が発生したが、近年、全国各地で記録的な豪雨が頻発しており、設備の劣化等により同様の被害が懸念される施設もある。

については、豪雨等による災害に備えるため、被災事例等を踏まえた施設の強靱化と管理体制の強化を着実に進めるよう望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御検討願います。

御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(1)電気事業会計決算についての検討を終わります。

続きまして、(2)工業用水道事業会計決算について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (2)工業用水道事業会計決算について。

当年度の経営状況については、純利益が3,246万円余となっており、前年度に比べて223万円余増加している。これは、減損損失など特別損失の減少により総費用が減少したことなどによるものである。

鏡川工業用水道では、需要の低迷に対応するため、企業訪問などの営業活動を実施しているが、当年度においては、前年度に比べ、給水先は2事業所減、給水の実績量は1.6%減少している。また、給水区域において新たな用水型企业等の進出は期待できない状況となっている。

については、新規給水契約の獲得に向け、引き続き積極的な営業活動を行うとともに、管路更新の際にはダウンサイジングの検討を行うなど、効率的な経営に努めるよう望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

- ◎ ちょっと議事録を見返してもらったと思いますけれども、用水型企业等の進出は期待できないという表現ですけど、この表現だともう全く0%っていう感じですが、ここまで厳しい話だったんですかね。厳しい状況ではあるという説明はあったと思うんですけど。全く期待できないみたいなニュアンスだったのかどうかっていうのが、ちょっと違和感を感じました。もう1回ちょっと。検討してもらって。そういう議論があったんだったらこれでいいと思います。
- ◎ 公営企業局が31年3月に作った経営戦略に、今後も新たな用水型企业等の進出は期待できずという表現がありまして、そこを引用しております。
- ◎ わかりました。

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(2) 工業用水道事業会計決算についてを終わります。

続きまして、(3) 病院事業会計決算について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (3) 病院事業会計決算について。

当年度の経営状況については、純損失が4億4,524万円余となっており、赤字額は前年度に比べ2億7,444万円余増加している。これは、給与費のうちの手当及び退職給付費が増加したことで医業費用が増加するとともに、幡多けんみん病院の患者数の減少により医業収益が減少したことなどによるものである。

経常損益は4億991万円余の赤字となっており、赤字額は、前年度に比べて3億592万円余増加し、第6期経営健全化計画における当年度の計画額に比べて1億7,621万円余多いものとなっている。

については、委託費の見直しやジェネリック医薬品の利用拡大など、費用抑制の取り組みを一層進めるとともに、経営の健全化に向けた業務改善に当たっては、全ての職員がしっかりと課題意識を持ち、方向性を共有して取り組むよう求める。

また、地域に必要な医療を安定して提供できるよう、引き続き医師や医療スタッフの確保に努めるとともに、若手医師に対して指導・育成を行う体制を強化するよう望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(3) 病院事業会計決算についてを終わります。

それでは、これまで出された意見を踏まえ、「3 審査の結果」の本文について検討を行いますので、その文案を書記に朗読させます。

なお、空欄の部分には、採決の結果を記載することとなります。

また、本文の内容については、これまで出された御意見などを考慮して、一般的な表現にしていることを御了承願います。

◎書記 3 審査の結果。

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められるので、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分並びに各事業会計決算については、全会一致をもっていずれも可決または認定すべきものと決した。

なお、事業の執行については不十分な点が認められるため、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付すので、事業の執行に当たっては十分留意するよう求める。

以上です。

◎三石委員長 それでは、ご意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、審査の結果の本文についてを終わります。

以上で報告書案についての協議を終わります。

なお、細部の文案の調整については、正副委員長に一任願います。

次に、委員長報告について行います。

お諮りいたします。

12月定例会での委員長報告については、先ほど協議しました高知県公営企業会計決算審査報告書の「1 審査の経過」と「3 審査の結果」をもって報告とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

それでは、そのように委員長報告をいたします。

なお、細部の調整は正副委員長に一任願います。

次に、一般会計及び特別会計の決算審査報告書の取りまとめを行います。

参考としまして、これまでの委員会で委員の皆さんから出されました意見等を集約し、正副委員長で調整したものを報告書案としてお配りしてありますので、これに沿って協議していただきたいと思います。

なお、その文案の「2 決算の内容」までは事務局でチェックしておりますので、協議を省略し、「3 審査の結果」から協議していただきたいと思います。

また、「3 審査の結果」の本文については、各委員から出される意見と関係しますので、最後に協議したいと思います。

それでは、(1) 行財政運営等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (1) 行財政運営等について。

平成30年度は、県勢浮揚に向けた動きを将来にわたって確かなものとしていくために、各分野を担う人材の育成などに重点を置いて、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくり、南海トラフ地震対策などの5つの基本政策と、中山間対策の充実・強化など3つの横断的な政策の抜本強化に取り組んでいる。

決算状況については、歳入では地方譲与税が増加し、歳出では補助費等や公債費が減少したことなどから、経常収支比率は前年度から改善したものの、自主財源が3割程度の脆弱な財政体質であることから、引き続き県債残高を意識して、さらなる財政の健全化に努める必要がある。

職員のワーク・ライフ・バランスの推進については、業務のスクラップ・アンド・ビルドや事務の効率化などさまざまな取り組みを進めているが、所属によってその実現状況に差異があるものと考えられる。

については、引き続き時間外勤務等の状況を十分把握しながら、働き方の改善に向けてしっかり取り組むことを望む。

財務会計事務の処理については、監査委員からの指摘を踏まえ、さまざまな対策を講じているが、依然として契約事務などにおいて基本的な処理の誤りが見られた。

については、会計事務の基本を理解させる取り組みを引き続き行うとともに、各所属の課題を分析した上で再発防止に向けた研修を開催するなど、適正化に向けた一層の努力を求める。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御検討願います。

御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

- ◎ その職員のワークライフバランスの推進のところですけども、所属によってその実現の状況に差異があるものと考えられるというのは、具体的にはどういう差異があるんでしょうか。
- ◎ 所属によってこの現実状況に差異があるものと考えられるとは、違いがあるというふうに考えられるということよね。
- ◎ 実際のやりとりの中では、ばらつきがあるのかなというふうなやりとりで、ここはちょっと事務局のほうでも悩んだところなんですけど。差異があるとまでは言い切っていないところが委員会の中であって、正副委員長とも協議した結果でこういう表現になっております。
- ◎ 進捗に差異があるとかのほうがいいですか。実現というのもおかしいですか。
- ◎ いいです。今の説明でわかりました。
- ◎ 一点その事務の効率化のところですけど、デジタル化をいろいろ取り組んでるっていう議論をしたと思うんですけど。ちょっと細かいけどデジタル化の推進などによりとか、そういうものは、それで効率化図るっていうのは基本的な考え方だと思うんですけど。ただ、事務の効率化でそれでもいいんですけど、総論だから。結構いくつかそういう議論があったと思うんですけど。
- ◎ これは、ささいなことではって言うてくれてるけど、どうしても文言変えるっちゃうなことになるからね。この後でまた、文言修正したやつをみんなで考えてもらうかっていうような作業になってくるけどね。
- ◎ 事務の効率化が含まれてるんでいいです。

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(1) 行財政運営等についての検討を終わります。

続きまして、(2) 南海トラフ地震対策等についてその文案を書記に朗読させます。

◎書記 (2) 南海トラフ地震対策等について。

災害対応型給油所の整備については、整備促進事業費補助金の活用実績が年度当初見込みを大きく下回り、第3期南海トラフ地震対策行動計画における目標数値の約半分程度の整備状況となっている。

については、給油事業所に対し、より積極的に啓発を行うなど、市町村と連携して災害対

応急給油所の整備を促進する取り組みを強化するよう求める。

応急機能配置計画については、圏域ごとの広域調整計画を策定したところであるが、避難所や応急仮設住宅建設用地は広域調整してもなお不足している状況である。

については、圏域を越えた対応の必要性についても検討するなど、必要な機能の早期確保に向けて取り組むよう望む。

沿岸漁業の安全対策については、津波発生情報を操業中の漁船と通信する沿岸漁業無線のネットワーク化に向けて、無線電波の伝搬状況などを調査し、海岸局の配置や機器の構成等の検討を行っている。

については、情報発信のスキルや無線を搭載していない漁船への対応など、漁業者の命や船を守る対策をさらに推進するよう望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(2) 南海トラフ地震対策等についてを終わります。

続きまして、(3) 保健・福祉・医療対策等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (3) 保健・福祉・医療対策等について。

災害時の医療救護については、県保健医療調整本部・支部と市町村が緊密に連携し、その役割を十分果たせるよう備えることが必要である。

については、災害訓練等を通じて関係機関の連携強化を図るとともに、DMAT等県内外からの支援チームが円滑に医療救護活動を行えるよう、受援体制のさらなる充実を望む。

障害者の就労支援における農福連携の取り組みについて、成功事例をさらに広めていくためには、地域のネットワークを通じたマッチングが重要となる。

については、地域のネットワークの拡大と強化を図り、就労体験ができる機会を設けるなど、農業と福祉それぞれの関係者の相互理解を深める取り組みを充実するよう望む。

子ども食堂については、厳しい家庭環境にある子供たちに必要な支援を行うとともに、家庭において望ましい子育て・教育が行われ、また、子供がたくましく成長するための支援も期待される。

については、食事の提供にとどまることなく、家庭の子育て力・教育力の向上につながる

ための支援も含め、子ども食堂が果たす本来の役割を再確認した上で事業が展開されるよう望む。

介護現場で働く人材の育成・確保については、介護を学ぶ高校がある一方で、小中学生のキャリア教育において介護分野の仕事を学び、接する機会は十分とはいえない。

については、小中学生を対象としたキャリア教育に介護職も含め、将来の進路として魅力ある選択肢の一つとなるべく工夫するなど、現在の取り組みを拡充するよう望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(3) 保健・福祉・医療対策等についてを終わります。

続きまして、(4) 地域の振興等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (4) 地域の振興等について。

公共交通については、運転手の不足が便数減につながり、そのことによって、利用者がさらに減少してしまう悪循環に陥ることが懸念される。

については、引き続き必要な支援を行い、地域生活を支える移動手段が確保されることを望む。

貨客混載の取り組みについては、平成29年度以降、複数の地域において関係者を交えた地域部会で協議・検討を行い、大川村では実証運行が開始されている。

については、大川村など先行した地域で得られたノウハウを周知し、県内で取り組みが進むことを望む。

地域において文化芸術の資源を発掘し、魅力あるものに仕立てていくためには、アイデアを生かせるよう人と人をつなぐことが重要で、また、イベントの開催などにはさまざまなノウハウが必要となる。

については、イベント開催などの活動を通じて得た人脈や経験が広く有効に活用できるよう、人員の配置も含め、文化芸術に係る人材育成の取り組みの充実を望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(4) 地域の振興等についてを終わります。

続きまして、(5) 商工業の振興について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (5) 商工業の振興について。

大学生就職支援事業については、県内への就職を促進するため、各種セミナーの開催やウェブを活用した情報発信、Uターン就職サポートガイドの配布などを行っているが、県外大学生のUターン就職率は依然として低い状況である。

については、インターネットを活用した情報提供など、対象となる学生に向けて情報が確実に伝わる仕組みを検討することを望む。

防災関連産業については、県内企業が行う防災関連製品技術の開発から外商まで一貫した支援を行い、すぐれた製品技術を国内外にPRする取り組みを進めてきた結果、防災関連認定製品の売上額は年々増加している。

については、平成30年度に実施した市場調査の結果などを有効に活用して引き続き支援を行うことで、防災関連産業のさらなる振興につなげることを望む。

伝統産業分野については、土佐和紙や土佐打刃物などの技術やノウハウを伝承する後継者の育成支援を行い、長期研修修了者は地元就業するなど、一定の成果は出ている。

については、本県の伝統的な工芸品を維持していくために、さらに後継者対策を進めていくとともに、伝統産業の振興を図ることを望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(5) 商工業の振興についてを終わります。

続きまして、(6) 観光の振興等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (6) 観光の振興等について。

平成31年1月まで開催された志国高知幕末維新博ではトータルで334万人を超える来場者があり、一定の成果が得られた。

については、幕末維新博で整備し、磨き上げた地域の観光資源を、平成31年2月から始まった自然&体験キャンペーンにも生かし、継続した取り組みとなるよう望む。

インバウンド観光については、海外の旅行会社に定期的なセールス活動を行うとともに、旅行商品の造成・販売に取り組んでいるが、外国人延べ宿泊者数は横ばい傾向となっている。

については、本県単独の取り組みだけでなく、四国への外国人観光客が本県にも訪れるよう、遍路旅など四国4県で連携した特色ある取り組みが行われることを望む。

客船の受け入れについては、歓迎行事やシャトルバスの運行などに多額な経費をかけており、効果的な取り組みが求められる。

については、観光振興部のアンケート調査結果などで、客船により来高する観光客のニーズを把握し、満足度を高める取り組みを関係各所と連携して進めることを望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(6) 観光の振興等についてを終わります。

続きまして、(7) 農林水産業の振興等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (7) 農林水産業の振興等について。

農産物の生産力向上については、主要品目において過去の出荷実績や気象データをもとにAIを活用した出荷予測システムを開発し、販売戦略や営農指導に生かす取り組みを行っている。

については、さらに多様なデータの集積を行い、予測精度を高めていくことで有利な販売につなげるとともに、他の品目でも活用が図られるよう研究を進めていくことを望む。

6次産業化の推進については、計画づくりなどのアドバイスを行うセミナーの開催や、相談、課題対応のための6次産業化サポートセンターを設置し、加工・販売に取り組む農業者等の目的や段階に応じた支援を行っている。

については、引き続き人材の発掘や育成に取り組むとともに、商品開発や販路開拓などの支援を行うことで、農業者等の所得の向上が図られるよう望む。

県民参加の森づくりの推進については、森林環境税を活用して、森や山に関する情報の発信、木と触れ合う機会の創出や森林環境教育への支援など、森林への理解を深める取り組みが進んでいる。

については、引き続き市町村や関係団体と連携しながら、子供から大人まで森林への理解と関心が深まり、県産材の利用にもつながるよう、さらなる取り組みの充実を望む。

県内の製材工場の強化については、経営力を強化するための事業戦略づくりや戦略を実践するために必要な技術者の育成など支援を行っているが、中小製材事業体などにおいては、経営面で厳しい状況も見受けられる。

については、経営コンサルタントに委託している事業戦略の策定・実践事業が事業体で効果的に活用できるよう、支援を進めていくことを望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(7) 農林水産業の振興等についてを終わります。

続きまして、(8) 社会基盤の整備等について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (8) 社会基盤の整備等について。

河川における水防活動については、近年、豪雨災害が頻発化しているなか、水位計の設置が県内全域で進んでおり、増水時に住民に対して危険水位を周知する取り組みが進められている。

については、水位計の管理を適切に行うことで、異常気象時の河川氾濫等の危険性が住民に速やかに伝わり、地域の防災力が向上することを望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(8) 社会基盤の整備等についてを終わります。

続きまして、(9) 教育について、その文案を書記に朗読させます。

◎書記 (9) 教育について。

教員の働き方改革については、統合型校務支援システムの導入などにより、業務の削減が図られているが、教員の多忙化解消は依然として大きな課題となっている。

については、引き続き県立学校及び市町村教育委員会とも連携をとりながら、働き方改革の取り組みを進めることを求める。

小学校の英語の教科化への対応については、来年度からの全面実施に向けて、加配教員を配置しながら小中学校が連携して取り組んでいるが、まだ全ての小学校で十分な対応ができる状況には至っていない。

については、小学校教員の採用方法の検討や英語力の向上などに引き続き取り組み、全ての小学校において英語教育が円滑に実施されるよう求める。

高知海洋高等学校の産業教育実習船土佐海援丸については、高知海洋高等学校の実習のみならず、小中学生等を対象とした体験航海などを実施している。

については、観光部局等とも連携してさらなる有効活用ができないか検討することを望む。

塩見記念青少年プラザについては、改築後の利用者数が目標を下回っている。

については、施設を設置した趣旨に基づき青少年への広報を充実するとともに、青少年以外の県民の利用促進につながる対策を検討し、利用者の増加に取り組むことを望む。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 海援丸ですけど、観光だけじゃなくてちょっとほかの例えば水産とかそういうところの話もしたと思うんです。他部局等とも連携してもらったほうがいいんじゃないかと。

◎ 観光部局等と書いとるけど。

◎ これは、観光だけに限ったということでないということで、他部局です。広くですね。

◎ 他部局ともやったら構わないですか。他部局とも連携してにしますか。

◎ 他部局とも連携してに修正。

◎三石委員長 正場に復します。

これで、(9) 教育についてを終わります。

それでは、これまで出された意見を踏まえ「3 審査の結果」の本文について、その文案を書記に朗読させます。

なお、空欄の部分には、採決の結果を記載することとなります。

◎書記 3 審査の結果。

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた予算執行への取り組みは一定評価すべきものと認められる。

各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められるので、一般会計決算及び各特別会計決算については、全会一致をもっていずれも認定すべきものと決した。

また、予算執行において改善すべき事項が見受けられるため、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付すので、各種施策の実施に当たっては、十分留意するよう求める。

なお、今回の決算審査に当たり提出された決算審査資料において、記載事項に誤りが見られた。

今後はこのようなことがないように、資料の提出に当たっては、十分精査することを強く求める。

以上です。

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎三石委員長 正場に復します。

これで、審査の結果の本文についてを終わります。

以上で、報告書案についての協議を終わります。

なお、細部の文案の調整につきましては、正副委員長に一任願います。

次に、委員長報告について行います。

お諮りいたします。

12月定例会での委員長報告については、先ほど協議しました高知県歳入歳出決算審査報告書の「1 審査の経過」と「3 審査の結果」をもって報告とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

それでは、そのように委員長報告をいたします。

なお、細部の調整は正副委員長に、一任願います。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

本当に長い間、こうやって会を開いていただきまして、ありがとうございました。

◎依光副委員長 至らぬ点もありましたが、終始熱心に議論していただきましてありがとうございました。12月議会もすぐに始まりますので、また熱心な議論をしていただくよう、お願いしましてお礼の御挨拶とします。ありがとうございました。

◎三石委員長 これで、委員会を閉会いたします。

(11時39分閉会)